



箱根町記者発表資料

「運転免許の申請取消又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関する協定」の締結について

1 目的

免許更新時の認知機能検査等の結果を契機に運転免許を申請取消（自主返納）した高齢者又は行政処分に該当し運転免許を失った高齢者のうち、相談支援を希望する方について、県警察が自治体に相談支援依頼の情報提供を行うことにより、県警察と当町が協働して高齢者の生活支援体制の構築を図る事を目的に、「運転免許の申請取消又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関する協定」を締結します。

2 協定内容

県警察が受理した相談支援依頼書が当町に提供され、必要に応じて相談等の支援を行います。

3 協定締結式

- (1) 日時 令和6年1月15日(月) 午前11時～
- (2) 場所 箱根町役場分庁舎4階第6・7会議室（湯本256）
- (3) 出席者 県警察本部交通部 運転免許本部長 寺崎 富美
町長 勝俣 浩行

4 その他

本協定の運用開始日は令和6年2月1日です。

照会先

箱根町福祉部福祉課高齢福祉係 担当 畑

電話0460-85-7790

E-mail fukusi@town.hakone.kanagawa.jp